

○志賀町心身障害者医療費の助成に関する条例

平成17年9月1日

条例第124号

改正 平成20年3月19日条例第13号

平成21年6月15日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もって心身障害者保健の向上に寄与するとともに心身障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給資格者)

第2条 この条例により、医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本町の区域内に住所を有する次に掲げる者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者、規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による被保険者であるものとする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害程度が1級、2級又は3級であるもの

(2) 療育手帳の交付を受けた者で、障害程度がA又はBであるもの

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、医療費の助成を受けることができないものとする。

(1) 結核予防法（昭和26年法律第96号）第29条の規定による入所命令の適用を受ける者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条及び第29条の2の規定による措置を受ける者

(3) 前2号に規定する法令以外の法令等の規定により医療費の全額について給付を受けることができる者

(所得制限)

第3条 この条例による医療費の助成は、受給資格者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無並びに数に応じて、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「政令」という。）第5条の4第1項に定める額を超えるときは行わない。受給資格者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令第5条の4第2項で定める額を超えるときも同様とする。

2 前項の規定は、受給資格者が高齢者の医療の確保に関する法律の規定により医療

を受ける者であるときは、次に掲げる者を除き適用しない。

(1) 第2条第1項各号に掲げる者のうち、平成12年10月1日以降に65歳に到達したものの

(2) 平成12年10月1日において満65歳以上であって、かつ、同日以降、第2条第1項各号に掲げる者に該当することとなるもの

(助成の実施)

第4条 町は、受給資格者の疾病又は負傷（以下「疾病等」という。）について国民健康保険法又は社会保険各法による医療の給付が行われたときは、健康保険法（大正11年法律第70号）第74条第2項に規定する一部負担金及び第76条第2項の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額のうち、受給資格者が負担すべき額（当該医療に関し付加給付が行われるべきときは、その額を除く。）について助成を行う。

2 町は、受給資格者の疾病等について国民健康保険法又は社会保険各法による指定訪問看護が行われたときは、健康保険法第88条第4項の規定による指定訪問看護の費用の額の算定方法の例により算定した費用の額のうち、受給資格者が負担すべき額について助成を行う。

3 町は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療の給付及び指定老人訪問看護が行われた場合は、同法第67条及び第78条第4項の規定による受給資格者が負担すべき額から同法第84条の規定による高額療養費及び第85条の規定による高額介護合算療養費の額を控除した額について助成を行う。

4 町は、第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、65歳以上75歳未満の受給資格者については規則で定める額により助成を行う。

(助成の方法)

第5条 前条の助成は、町長が受給資格者に対し、申請に基づき前条に定める額を支払うことによって行う。

2 町長は、受給資格者の医療を担当する病院、診療所、薬局その他の医療機関等に前項に規定する額を支払うことによって、前項の支払に代えることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成額の返還)

第7条 偽りその他不正の手段によりこの条例による助成を受けた者があるときは、町長は、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させるものとする。

2 第三者の行為によって生じた疾病等に係る医療について、この条例による助成を受けた者が、当該第三者その他の者から当該医療に係る補償を受けたときは、町長は、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させるものとする。

(届出義務)

第8条 受給資格者は、助成の事由となった疾病等が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の志賀町心身障害者医療費の助成に関する条例（平成12年志賀町条例第32号）又は富来町心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和49年富来町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年3月19日条例第13号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月15日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。